

2 決断に先立って

第一次世界大戦を終結させた休戦協定とともに、西欧諸国のあいだの連合は、中東支配をめぐっての熾烈な競争ゆえに著しく損なわれた。たしかに、西欧諸国の帝国主義的動機は、連合国が表向き標榜している道徳的理想主義と激しく矛盾していた。連合国はたとえば、ドイツならびに中欧諸国に対するみずからの闘いを平和のための戦争と民族^{ナツ}「国民的自治の原則の擁護として褒め称えている。連合国の帝国主義的利益と民族^{ナツ}「国民的自治の原則を一体化させる公式は、一九一九年一月にパリで召集された講和会議のなかで練り上げられた。敗れた中欧諸国の領土や植民地から生まれるはずの新たな諸国家を徐々に自治へと導くための信任ないし委任を西欧列強に授けるであろう国際連盟が創設されねばならなかったのだ。

かつてオスマントルコ帝国の一部だったパレスティナの運命については、パリ講和会議のあいだ、長時間の討議が

交わされた。アラブ人もシオニストも代表団を派遣し、覺書を会議に提出するよう要請された。シオニズム機関の代表は、一九一九年の二月末から三月初めのあいだに會議に姿を現したが、人々は彼らの話に好意的に、また注意深く耳を傾けた。この友好的な対応のうちに、シオニズム運動は大いに希望に満ちた始まりを見出したが、會議はこの時期にはいかなる決定も下さなかった。一九二〇年四月になってようやく、連合国はサンレモで、パレスティナを大英帝国に委任統治させることで意見の一致を見たのだが、その際、明確な条件が付された。一九一七年一月のバルフォア宣言でみずからに課した責務を、イギリスは遂行しなければならぬという条件が。

以下の論文は最初『ユタヤ人』——一九一六年にブーバーが創刊し、以来彼が編集に携った雑誌——に掲載されたものだが、そのなかでブーバーは、自分はパリ講和會議のヴェールで覆われた帝国主義的動機をはっきり認識していると仄めかしている。連合国のスローガンや道徳的振る舞いに欺かれてはならないと、彼はシオニストの同志たちに警告している。帝国主義との同盟は、いかにそれが人間的なものを装うとしても、シオニズムの道徳的な根柢と性質を損ないかねない。アラブ民族との本物の同盟が成立したときにのみ、シオニズムは道徳的にも政治的にも生き延び

ることができる。生涯にわたって、ブーバーはこの確信に忠実であり続けた。

(1) バルフォア宣言にはこう書き記されていた。大英帝国は「ユダヤ民族のための民族」国民的家邦をパレスティナに建設することを歓迎し、この目的を実現するために全力を尽くすだろう。言うまでもないことだが、そのために、パレスティナに現存する非ユダヤ人共同体の公民的、宗教的権利ならびに、他のすべての国でのユダヤ人の権利と政治的立場が傷つけられるようなことは何も起こってはならない」と。

決断に先立って

(一九一九年)

現在パリでヨーロッパと近東での領土関係の新たな秩序を協議している列強の代表たちは、シオニストたちの覚悟を明文化された諸要求を原理的に承認した——少なくともそう報じられている。ユダヤの民族性が、あるいはまた、ユダヤの民族性への意志が存在するところではどこでも、次の三点について、誇りある歓びが支配している。われわれは文明世界の現下の列強によって民族「国民」として承認されていること。パレスティナへの権利はわれわれに認め

られていること。われわれは今後入植作業をはるかに大きな規模で進めることができるが、それは単にトルコの重圧のもとでではなく、イギリス帝国主義が作り出した自由な雰囲気のおかげで、それも、自立的共同体をめざしての発展という公に表明され承認された目標をもってそうすることができるということ。

私はこの歓びをともにしている。私の心臓は高揚せる私の民族の心臓と別々に鼓動することはできないし、この民族は今日初めて重苦しいゲッターの閉塞を本当に出して自由な生活と開放的な自然の光のなかに入ったようだと、私は感じていた。しかし、私は単に歓びをともにしているだけではない。私自身が嬉しいのだ。なぜなら私は、みずからの自己決定の担い手として承認されているし、それゆえ、私を寄留させてくれる民族「国民国家」の「権力意志」への依存から解放されているのだから。また、譲渡不能な自分の土地に作物を植えてそれを収獲する権利、みずからの血族のために働くことですべての難題から立ち直る権利が私には認められているのだから。最後に、私には自分の新しい家、堅固な家を建てる権利が認められているのだから。かくも長きにわたって、私は自分の本質の大部分をもってある民族に属してきた。踏みつけられ、駆り立てられ、自分の生を受動的に蒙るような民族に。それならなぜ、私は

今日、みずから立ち上がり、故郷に帰還し、自分の生を創造する決心をした民族に属してはならないのか。

しかし、私の民族に、私にそのようなことが認められているという事実が省察を加えるや否や、また、いかなる状況で、いかなる計画のもとにそうしたことが起こるのかを私が直視するや否や、私の歓びには矛盾が割り込んでくる(……)。今日、諸民族の表向き代表者たちは、配分的正義の旗を自分たちのテントの上に掲げながら、根拠なき力の増大を相互に保障し合い、しかも、これまでの講和会議においてとはちがって、かくも一般的で強固なものと化した差別への人倫的関心に現時点で不可欠な道徳的一致を忘れることもないのだが、しかし、このような日は単に、新しく、そしてより深い紛糾の生まれた日であって、内省にふさわしい日ではまったくない。いずれの理想主義的運動とも同じく、シオニズム——それが用意されていないなら、それを創り出さねばならないだろう——も、こうした道徳的一致に適している。しかし、ではシオニズムはその成就をどこに見つけることができるのか。これがシオニズムの日であったなら、シオニズムはユダヤ教の解放ではなかっただろう。諸民族間に権利と正義をあらしめよという、ユダヤ教に内在した要請に暴力が振るわれる時、果たしてユダヤ教は解放されるのだろうか。(……)

私は、(ある一日の現実、紛糾の儂い現実をなんとか見渡しているがゆえに)リアリスト政治家を自称する似非政治家が怒るのを耳にしたことがある。「このどうしようもないイデオログを見ろ！ 奴はおそらく、われわれは列強にパレスティナを返すべきだ、なぜならわれわれは彼らの道徳と一致しないのだから！ などと欲しているのだ！」

落ちついたまえ！ 私は、われわれがそのような者であるはずだとも、われわれにそうしたことができるとも思わない。戦争の初期には遠ざけておくことができるかに見えた紛糾のなかにまたしても引き込まれたのだが、それは回避不能な運命だったのだ。いかなる民族も紛糾に捕われると、そこから自力で解放されることは不可能となる。それだけではない。土地について何か決定しなければならぬことが予告されるや否や、パレスティナに対するわれわれの権利を有効なものにすることがわれわれにとって不可避の義務と化したのだ(どのようにして有効なものにするかという方法はここでは問わない)。われわれはそれ以降自分たちの権利を認められているのだし、権限を有した審議機関を前にして、この権利を力強くはっきりと主張しなければならなかった。しかし、この権利がわれわれに承認された今となっては、この権利をどうするかが問題になる。そこには何よりも、この講和会議よりも正当な審議会を前にして、

われわれがいつかこの権利を首尾よく正当化できるかどうか懸けられている。しかし、それだけではない。たしかに救済者の相貌をまとうことなき過程の帰結として、それでもなお救済が生まれるかどうか——われわれにとってはすべてがそこに懸けられているのである。

私はパレスティナのユダヤ性が西洋と東洋の媒介的機能を果たすことに反対しているのではまったくない——その反対である！ たしかにわれわれは、東洋人にしてヨーロッパ人たるわれわれは、崇高な母なる大陸とその豊かかつ無秩序な半島とのあいだに歴史が築いた壁に開いた精神や生命の扉となりうる能力と使命を有している。ただ、こうした課題をわれわれは、強力だが傷ついたヨーロッパに仕えるために果たすのではなく、弱体ではあるが前途洋々の若きヨーロッパと連帯することで迎え入れるべきであろう。われわれは腐りつつある文化の媒介者ではなく、若き文化の共同創造者なのだから。(……)

われわれの行動ならびに入植の適法性は、国際連盟とその代表たちにとっては自明の理である。われわれは現時点での国際連盟の運営体系——人間主義的な旗を掲げた帝国主義のそれ——を受け入れないということ、われわれとしてはただこのことを、自分たちがまったく「外面的な政治」を放棄することをもって表現しておきたい。公的生活

3 時すでに遅し

第一次世界大戦でのオスマントルク帝国の崩壊は、中東でのアラブ・ナショナリズムの台頭を速めた。連合国、なかでもフランスとイギリスは、反トルコ政策についてアラブ人の支持を取りつけると同時に、アラブ世界の内部で影響力ある地位を確保するために、この感情を利用した。その結果として、連合国——連合同士も時にライバル関係にあった——と、これまたライバル関係にあるアラブ人指導者たちのあいだに、様々な秘密協定が——それも、しばしば互いに矛盾した協定が結ばれた。

こうした陰謀の錯綜は部分的には一九一九年のパリ講和会議によって鎮静化されたのだが、この会議の課題はというと、連合国のそれぞれが中東に適用している数々の規制を調整し、今やトルコの支配から解放されたアラブの領土の分配について決定を下すことにあった。パレスティナに関しては、状況は限りなく困難だった。それというのも、


のすべての領野におけるアラブ人たちとの持続的で友好的な協調、更には兄弟的友愛にもとづく包括的な連帯を導き、それを維持するために不可欠な手続きと措置についても、われわれの態度は同様である。(……)

パレスティナという呼称を維持されるべき土地(当時パレスティナは明確な地政学的境界をまったく有していなかった)に生まれたアラブ人は明らかに多数派だが、同じくシオニストたち——彼らの願いはバルフォア宣言によって支持された——も、パレスティナという土地への諸権利、ただし本来は(アラブ人の諸権利とは)両立不能な諸権利を主張したのである。講和会議の最初の会合では、一九一九年一月のファイサル・ヴァイツマン協定のなかで芽生え始めたようなシオニストたちとアラブ人との友好的な取り決めがともかく不可能ではないと見えた。パレスティナ、ロンドン、そして最後にはパリでの何度もの会合の後で、アラブ・ナショナリズムの高名な指導者エミール・ファイサルと、講和会議にシオニストの代表団を率いていったハイム・ヴァイツマンは、シオニズムとアラブ・ナショナリズムの両立の可能性、これら二つの運動のあいだのありうべき協働のことを話題とした公式文書に署名した。残念ながら、この合意はうまく働かなかつた。当時の段階では、連合国はそれを促すことができなかつた。なぜなら、連合同士、いかにして中東での影響圏を分け合い、また制限するかについて合意を得ることができなかったからだ。そうでなくとも、ファイサルとヴァイツマンとの合意は他のアラブ人指導者たちによってすぐさま拒絶されたのだ。

マルティン・ブーバー

ひとつの土地に ふたつの民

ユダヤ-アラブ問題によせて



合田正人訳

みすず書房